

修習専念資金貸与要綱

裁判所法（昭和22年法律第59号。以下「法」という。）第67条の3の規定及び司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則（平成21年最高裁判所規則第10号。以下「規則」という。）の規定に基づき、修習専念資金の貸与及び返還について次のとおり定める。

（貸与申請書の様式等）

第1条 規則第1条第1項に規定する最高裁判所の定める事項は、修習専念資金の貸与を受けようとする者の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレスその他必要な事項とする。

2 貸与申請書の様式は、最高裁判所事務総局経理局長（以下「経理局長」という。）が定める。

（保証書の様式）

第2条 規則第1条第2項に規定する保証書の様式は、経理局長が定める。

（貸与申請書の添付書面）

第3条 規則第1条第2項に規定する最高裁判所の定める書面は、規則第4条第1項第1号に掲げる者を保証人に立てる場合のその者の印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書をいう。）とする。

（修習専念資金の貸与決定等の通知）

第4条 最高裁判所の支出負担行為担当官は、最高裁判所が貸与申請を審査し、修習専念資金を貸与することを決定した場合にはその旨及び規則第3条の規定による一貸与単位期間ごとの修習専念資金の額を、修習専念資金を貸与しないことを決定した場合にはその旨を、当該貸与申請をした者及び当該貸与申請に係る貸与申請書に添付された保証書又は金融機関に保証を委託する旨を記載した書面に保証人として記載された者に通知するものとする。

(修習専念資金の貸与の方法等)

第5条 規則第2条第2項に規定する最高裁判所の定める日は、通常修習期間ごとに定めるものとする。

2 規則第2条第2項に規定する最高裁判所の定める方法は、最高裁判所の指定する金融機関に設けられた修習専念資金の貸与を受ける司法修習生の名義の口座に振り込む方法とする。

(修習専念資金の額の変更)

第6条 規則第3条第4項に規定する申請書の様式は、経理局長が定める。

2 修習専念資金の貸与を受けようとする者が、貸与申請と同時に規則第3条第2項の規定による申請をする場合には、同条第4項の規定にかかわらず、貸与申請書の所定の場所にその旨を記載するものとする。

3 修習専念資金の貸与を受けようとする者又は修習専念資金の貸与を受けている司法修習生が、規則第3条第2項に定める修習専念資金の額への変更を申請する場合には、同項各号に掲げる場合に該当することを証する資料を添付しなければならない。

4 規則第3条第2項第3号に規定する扶養親族（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条第2項第1号に掲げる子を除く。）の範囲については、人事院規則9—80（扶養手当）第2条の規定を準用する。

(修習専念資金の額の変更の通知)

第7条 最高裁判所の支出負担行為担当官は、規則第3条第2項及び第3項の規定による申請があった場合において、最高裁判所が当該申請に係る修習専念資金の額の変更をするとき、又は変更をしないときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。ただし、当該変更をするときは、当該変更後の額の修習専念資金の交付をもって当該通知に代えることができる。

2 修習専念資金の貸与を受けようとする者が、貸与申請がされた日（貸与申請書を提出した日が通常修習期間の開始の日前であるときは、当該開始の日に貸与申

請がされたものとみなす。次条第3項において同じ。)の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間(貸与申請がされた日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間。次条第3項において同じ。)の初日までに規則第3条第2項の規定による申請をした場合には、前項の通知は、第4条の規定による通知によつてするものとする。ただし、同日までに当該申請に係る事実を確認することができない等の事情があるため、前項の通知を同条の規定による通知によつてすることができないときは、この限りでない。

(要件喪失の届出等)

第8条 規則第3条第2項に定める額の修習専念資金の貸与を受けようとする者又は修習専念資金の貸与を受けている司法修習生が、同項各号に掲げる場合に該当しないこととなった場合には、直ちに、その旨を経理局長の定める要件喪失届出書により最高裁判所に届け出なければならない。

- 2 最高裁判所の支出負担行為担当官は、前項の規定による届出があつた場合において、最高裁判所が当該届出に係る修習専念資金の額の変更をするとき、又は変更をしないときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。ただし、当該変更をするときは、当該変更後の額の修習専念資金の交付をもって当該通知に代えることができる。
- 3 規則第3条第2項に定める額の修習専念資金の貸与を受けようとする者が、貸与申請がされた日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間の初日までに同項の規定による申請をし、同日までに第1項の規定による届出をした場合には、前項の通知は、第4条の規定による通知によつてするものとする。ただし、同日までに当該届出に係る事実を確認することができない等の事情があるため、前項の通知を同条の規定による通知によつてすることができないときは、この限りでない。
- 4 規則第3条第2項に定める額の修習専念資金の貸与を受けようとする者又は修習専念資金の貸与を受けている司法修習生は、同項各号に掲げる場合に係る事実に変更が生じた場合には、直ちに、当該変更が生じたことを証する資料を最高裁

判所に提出しなければならない。

- 5 最高裁判所は、必要があると認める場合には、規則第3条第2項に定める額の修習専念資金の貸与を受けようとする者又は修習専念資金の貸与を受けている司法修習生に対し、期限を定めて、同項各号に掲げる場合に該当することを証する資料の提出を求めることができる。
- 6 前項の規定により資料の提出を求められた者が同項の期限までに当該資料を提出しない場合には、最高裁判所は、当該者が規則第3条第2項各号に掲げる場合に該当しないものとみなすことができる。
- 7 最高裁判所の支出負担行為担当官は、最高裁判所が前項の規定により同項の者が規則第3条第2項各号に掲げる場合に該当しないものとみなした場合には、当該者が修習専念資金の貸与を受けようとする者であるときは、修習専念資金の額を変更しない旨の通知を、当該者が修習専念資金の貸与を受けている司法修習生であるときは、同条第6項の規定により修習専念資金の額を変更し、その旨の通知をするものとする。ただし、当該者が修習専念資金の貸与を受けている司法修習生である場合における修習専念資金の額の変更の通知は、当該変更後の額の修習専念資金の交付をもってこれに代えることができる。
- 8 規則第3条第6項の規定により修習専念資金の額の変更がされた場合において、同条第2項各号に掲げる場合に該当しないこととなった日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間（その日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）以降に係る修習専念資金として当該変更前の額の修習専念資金の交付を受けた司法修習生は、当該交付を受けた修習専念資金の額と当該変更後の修習専念資金の額との差額を直ちに返還しなければならない。
- 9 最高裁判所は、前項の規定による返還に代えて、同項に規定する司法修習生に交付すべき修習専念資金の額から同項に規定する差額の全部又は一部を差し引くことができる。
- 10 前項の規定により差額の全部又は一部を差し引いた場合には、最高裁判所の

支出負担行為担当官は、同項に規定する司法修習生に対し、その旨及び差し引いた額を通知するものとする。ただし、差し引いた後の額の修習専念資金の交付をもって当該通知に代えることができる。

(金融機関による保証)

第9条 規則第4条第1項第2号に掲げる金融機関を保証人に立てる場合における保証に関する事項は、この要綱に定めるもののほか、別に定める。

(保証人の変更)

第10条 修習専念資金の貸与を受けようとする者又は被貸与者（修習専念資金の貸与を受けた者をいう。以下同じ。）が保証人（規則第4条第1項第1号に掲げる自然人に限る。第3項を除き、以下この条において同じ。）となるべき者又は保証人を変更しようとする場合には、経理局長の定める保証人変更申請書を提出し、最高裁判所の承認を受けなければならない。

2 前項の保証人変更申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 保証人となるべき者又は保証人を規則第4条第1項第1号に掲げる自然人に変更しようとする場合 当該自然人の保証書及び第3条に定める書面

二 保証人となるべき者又は保証人を規則第4条第1項第2号に掲げる金融機関に変更しようとする場合 当該金融機関に保証を委託する旨を記載した書面

3 最高裁判所の支出負担行為担当官は、被貸与者から第1項の保証人変更申請書が提出された場合において、最高裁判所が当該保証人（規則第4条第1項第1号に掲げる自然人に限る。）の変更を承認したとき又は承認しないこととしたときは、その旨を、当該被貸与者及び当該保証人変更申請書に添付された保証書又は金融機関に保証を委託する旨を記載した書面に保証人として記載された者に通知するものとする。

4 第1項に規定する最高裁判所の承認があつた場合には、最高裁判所と保証人変更申請書に変更前の保証人として記載された者との間の修習専念資金の貸与に係

る保証契約は、当然にその効力を失うものとする。

(新たな保証人の措置)

第11条 修習専念資金の貸与を受けようとする者又は被貸与者は、修習専念資金の返還を終えるまでの間に、その保証人となるべき者又は保証人（いずれも規則第4条第1項第1号に掲げる自然人に限る。）について次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、前条第1項及び第2項に規定する変更を申請し、規則第4条第1項に規定する保証人を新たに立てなければならない。同項第2号に掲げる金融機関が保証人である場合において、当該金融機関について別に定める事由が生じたときも、同様とする。

- 一 死亡したとき。
- 二 行為能力を欠くに至ったとき。
- 三 強制執行を受けたとき。
- 四 租税その他の公課について滞納処分を受けたとき。
- 五 財産について競売の開始があったとき。
- 六 破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたとき。

(撤回書の様式)

第12条 規則第5条に規定する撤回書の様式は、経理局長が定める。

(修習専念資金の貸与の終了事由)

第13条 規則第6条第5号に規定する最高裁判所の定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 修習専念資金の貸与を受けている司法修習生の行方が知れなくなったとき。
- 二 最高裁判所に提出した書類に虚偽の事実を記載したことにより修習専念資金の貸与を受けたことが判明したとき。
- 三 保証人（規則第4条第1項第1号に掲げる自然人に限る。）について第11条各号（第1号を除く。）に掲げる事由のいずれかが生じた後相当の期間内に規則第4条第1項に規定する保証人を新たに立てなかったとき。

(修習専念資金の貸与の終了の通知)

第14条 最高裁判所の支出負担行為担当官は、最高裁判所が規則第6条の規定により修習専念資金の貸与をしないものとした場合には、当該貸与をしないものとされた者(同条第3号に掲げる場合を除く。)及びその保証人にその旨を通知するものとする。

(修習専念資金の貸与総額の通知)

第15条 最高裁判所の支出負担行為担当官は、最高裁判所が修習専念資金の貸与を終了した場合には、被貸与者及び被貸与者の保証人に対し、当該被貸与者に交付した修習専念資金の総額を通知するものとする。

(修習専念資金の返還)

第16条 規則第7条に規定する最高裁判所の定める日は、毎年7月25日(その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)とする。

2 規則第7条に規定する返還は、最高裁判所の歳入徴収官が発する納入告知書(以下「納入告知書」という。)に基づき、前項に規定する期限までに行わなければならない。

(年賦金等の通知)

第17条 最高裁判所の歳入徴収官は、被貸与者に対し、最初の年賦金(当該被貸与者が貸与を受けた修習専念資金に係る年賦金をいう。以下同じ。)を納付すべき年の5月末日までに、各年賦金の額及び納入告知書の発送の予定期日並びに支払方法等を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、最高裁判所の歳入徴収官が必要と認める場合には、被貸与者の保証人(規則第4条第1項第1号に掲げる自然人に限る。)に対しても行うものとする。

(充当の順序)

第18条 被貸与者又はその保証人から年賦金の納付があった場合には、当該年賦

金を次の各号に定めるところにより返還未済額に充当するものとする。

- 一 納付期限が到来した年賦金及び納付期限が到来していない年賦金があるときは、納付期限が到来したものに先に充当する。
 - 二 納付期限が到来した年賦金が二以上あるときは、納付期限が先に到来したものに先に充当する。
 - 三 納付期限が到来していない年賦金については、納付期限が先に到来すべきものに先に充当する。
- 2 前項の場合において、被貸与者に規則第10条の延滞利息が生じているときは、当該納付があった年賦金は、延滞利息、年賦金の順で充当する。

(繰上返還)

第19条 規則第7条ただし書に規定する繰上返還は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- 一 返還すべき修習専念資金の残額を一括して返還する方法
 - 二 複数年分の年賦金を一時に納付する方法
 - 三 納付期限が到来していない年賦金のうち、1年分の年賦金を納付する方法
- 2 前項に規定する繰上返還をしようとする者は、当該繰上返還に係る年賦金についての第17条に規定する納入告知書の発送の予定期日の2週間以上前の日までに経理局長の定める繰上返還申請書を最高裁判所に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する繰上返還は、同項に規定する繰上返還申請書に基づいて納入告知書に記載されている期限までに行わなければならない。
- 4 第1項第2号又は第3号の方法により繰上返還がされた場合には、当該繰上返還に係る年賦金は、当該繰上返還をした日に納付されたものとし、当該繰上返還に係る年賦金の納付期限後に到来する年賦金の納付期限を順次繰り上げるものとする。ただし、当該繰上返還をしようとする者が願い出たときは、当該納付期限の繰上げを行わないものとする。

(規則第7条の2に規定する最高裁判所の定める期間等)

第20条 規則第7条の2第1号に規定する最高裁判所の定める期間は、猶予を受けようとする修習専念資金の返還の期限前1年間とする。

2 規則第7条の2第1号に規定する最高裁判所の定めるものは、配偶者又は3親等内の親族からの借入金とする。

(期限の利益の喪失)

第21条 規則第8条第1項第1号に掲げる事由による同項に規定する請求は、被貸与者が第16条第1項に規定する期限から3月を経過してもなお返還をしない場合に行うものとする。

2 規則第8条第1項第4号に規定する最高裁判所の定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 被貸与者が相当の期間を経過してもなお第30条の規定による届出をしないとき。

二 被貸与者又はその保証人が第31条第2項の規定に違反したとき。

三 最高裁判所に提出した書類に虚偽の事実を記載したことにより修習専念資金の貸与を受けたことが判明したとき。

四 保証人(規則第4条第1項第1号に掲げる自然人に限る。)について第11条各号(第1号を除く。)に掲げる事由のいずれかが生じた後相当の期間内に規則第4条第1項に規定する保証人を新たに立てなかったとき。

3 規則第8条第2項第1号に規定する最高裁判所の定める場合は、次に掲げる事由のいずれかを理由として、司法修習生に関する規則(昭和23年最高裁判所規則第15号)第17条第1項第1号又は第4号に掲げる事由による罷免をされた場合(当該罷免をされた被貸与者が当該罷免の時点において司法修習生への再採用を希望しない場合を除く。)とする。

一 法第67条第1項に規定する試験(以下「考試」という。)に不合格となったこと。

二 傷病、妊娠、出産又はこれらに準ずる事情(以下「傷病等の事情」という。)

があること。

4 前項各号に掲げる事由のいずれかに該当する被貸与者が、次に掲げる事由のいずれかに該当するに至った場合には、その時点で、規則第8条第2項第1号に規定する最高裁判所の定める場合に該当しなくなったものとする。

一 司法修習生への再採用を希望しないこととなったとき。

二 前項第1号に掲げる事由に該当する被貸与者が、最初に不合格となった考試の次の次の考試に係る通常修習期間の末日までに修習を終えなかったとき。

三 前項第2号に掲げる事由に該当する被貸与者が、当該傷病等の事情を理由として罷免されるまでの修習に係る通常修習期間の開始日から5年を経過する日の属する月の初日以降に最初に開始する通常修習期間の末日までに修習を終えなかったとき。

四 将来、修習を終えないことが確実であると明らかに認められるとき。

5 規則第8条第2項第6号に規定する最高裁判所の定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 被貸与者の行方が知れなくなったとき。

二 被貸与者の他の申請に係る修習専念資金について、規則第8条第1項各号（第2号を除く。）又は第2項各号に掲げる事由のいずれかが生じ、被貸与者が返還未済額の全部を返還しなければならないこととなったとき（第2項第4号に該当する場合を除く。）。

（返還明細書の様式等）

第22条 規則第9条第1項に規定する返還明細書の様式は、経理局長が定める。

2 規則第9条第2項に規定する最高裁判所の指定する日は、第14条の規定による通知を発した日から3週間以内の日とする。

（年賦金等の督促）

第23条 最高裁判所の歳入徴収官は、年賦金及び延滞利息（以下「年賦金等」という。）の納付を遅滞している被貸与者に対し、速やかに、遅滞している年賦金

等の額及びその支払方法等を示して納付を督促するものとする。

- 2 最高裁判所の歳入徴収官は、必要があると認める場合には、前項の規定による督促をした旨を当該督促を受けた被貸与者の保証人（規則第4条第1項第1号に掲げる自然人に限る。次条から第26条までにおいて同じ。）に通知するものとする。

（保証人に対する請求）

- 第24条 最高裁判所の歳入徴収官は、前条第1項の規定による督促によっては年賦金等の納付を受けることが困難であると認める場合には、当該督促を受けた被貸与者の保証人に対し、当該被貸与者が遅滞している年賦金等の額及びその支払方法等を示して納付を請求するものとする。

（返還未済額の全部の返還請求）

- 第25条 最高裁判所の歳入徴収官は、被貸与者が規則第8条第1項又は第2項の規定により返還未済額の全部を返還しなければならない場合には、当該被貸与者及びその保証人に対し、返還を要する額及びその支払方法等を示して返還を請求するものとする。

（法的措置）

- 第26条 最高裁判所の歳入徴収官は、前3条の規定による督促又は請求をした後相当の期間を経過してもなお当該督促又は請求を受けた被貸与者又はその保証人が履行しない場合には、法務大臣に対し、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求することを求めるものとする。

（金融機関に対する請求）

- 第27条 最高裁判所の歳入徴収官は、規則第4条第1項第2号に掲げる金融機関を保証人に立てた被貸与者が年賦金等の納付を遅滞している場合には、別に定めるところにより、当該金融機関に対し、当該年賦金等の支払を請求するものとする。

（返還期限の猶予の手続）

- 第28条 法第67条の3第3項の規定による修習専念資金の返還の期限の猶予の申請は、経理局長の定める返還期限猶予申請書を最高裁判所に提出してするものとする。
- 2 前項の返還期限猶予申請書には、災害、傷病その他やむを得ない理由により修習専念資金を返還することが困難となったことを証する資料又は規則第7条の2各号に掲げる事由のいずれかがあることを証する資料を添付しなければならない。
 - 3 第1項に規定する猶予の期間は、1年以内で当該猶予に係る事由（当該事由が規則第7条の2各号に掲げる事由である場合には、同条各号に掲げる事由に相当する事由。以下この条において同じ。）が継続すると見込まれる期間とする。
 - 4 前項の猶予の期間が終了するときに当該猶予に係る事由が継続していると認められる場合には、再度第1項の規定による申請をすることにより、当該猶予の期間の延長をすることができるものとし、当該延長をすることができる期間は、1年以内で当該猶予に係る事由が継続すると見込まれる期間とする。
 - 5 前2項の規定による猶予の期間は、通じて5年を超えることができない。
 - 6 最高裁判所の歳入徴収官は、第1項に規定する猶予をする場合には、当該猶予を申請した者、被貸与者及びその保証人に対し、その旨及び当該猶予後の返還の期限を通知するものとする。
 - 7 第1項に規定する猶予をされた被貸与者は、その者について次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、第3項から第5項までの規定にかかわらず、最高裁判所の請求に基づき、その指定する日までに、返還未済額の全部を返還しなければならない。
 - 一 規則第6条第4号に掲げる事由が生じたとき。
 - 二 規則第8条第1項第4号又は第2項各号に掲げる事由が生じたとき。
 - 三 最高裁判所に提出した書類に虚偽の事実を記載したことにより第1項に規定する猶予を受けたことが判明したとき。
 - 四 国の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、又はこれら

のおそれがあると認められたとき。

五 虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

六 次項の規定による求めに応じなかったとき。

8 最高裁判所は、第1項に規定する猶予をした被貸与者に対し、当該猶予の期間中、当該猶予に係る事由が継続していることを確認するために必要な資料の提出を求めることができる。

(返還の免除の手続)

第29条 法第67条の3第4項の規定による修習専念資金の全部又は一部の返還の免除の申請は、経理局長の定める返還免除申請書を最高裁判所に提出してするものとする。

2 前項の返還免除申請書には、被貸与者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習専念資金を返還することができなくなったことを証する資料を添付しなければならない。

3 最高裁判所が第1項に規定する申請の審査に際し必要と認める場合には、被貸与者は、医師による診断を受けなければならない。この場合において、最高裁判所は、当該医師を指定することができる。

4 最高裁判所の歳入徴収官は、第1項に規定する免除をする場合には、当該免除を申請した者、被貸与者及びその保証人に対し、その旨を通知するものとする。

(変更事項の届出)

第30条 被貸与者は、規則第9条各項の規定による返還明細書の提出後、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、その旨を、経理局長の定める情報通信技術を利用する方法又は書面を提出する方法により最高裁判所に届け出なければならない。

一 被貸与者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、職業又は勤務先の名称に変更があったとき。

二 保証人（規則第4条第1項第1号に掲げる自然人に限る。以下この条及び第

3 1 条において同じ。) となるべき者又は保証人について、当該者の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は第 1 1 条各号に掲げる事由のいずれかが生じたとき。

2 前項の規定による届出は、同項に掲げる事由が生じた日から 2 週間以内に行わなければならない。

(資産状況の調査等)

第 3 1 条 最高裁判所の歳入徴収官は、修習専念資金の返還を終えるまでの間において、当該修習専念資金の返還を受けるために必要があると認める場合には、被貸与者又はその保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 被貸与者及びその保証人は、前項の規定による求めがあったときは、これに応じなければならない。

(申請書等の提出)

第 3 2 条 最高裁判所に対する第 1 条第 2 項に規定する貸与申請書、第 2 条に規定する保証書、第 6 条第 1 項に規定する申請書、第 8 条第 1 項に規定する要件喪失届出書、第 1 0 条第 1 項に規定する保証人変更申請書、第 1 2 条に規定する撤回書又は第 2 2 条第 1 項に規定する返還明細書の提出は、司法研修所を經由してしなければならない。ただし、当該提出をするべき者が司法修習生でなくなった後においては、この限りでない。

2 規則第 1 2 条第 1 項に規定する情報通信技術を利用する方法は、経理局長が定める。

(個人情報の取扱い)

第 3 3 条 最高裁判所は、修習専念資金の貸与及び返還に関して提供を受けた個人情報、原則として本人の同意を得ないで、修習専念資金の貸与及び返還に関する事務に利用する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないもの

とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月3日から施行する。
- 2 平成22年11月1日から施行の「修習資金貸与要綱」は、平成24年11月2日限り廃止する。

附 則

この改正は、平成28年8月31日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成29年11月1日から施行する。
- 2 改正後の修習専念資金貸与要綱の規定は、この改正の施行後に採用された司法修習生について適用し、この改正の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、改正前の修習資金貸与要綱の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この改正の施行前に採用された司法修習生の修習資金について前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の修習資金貸与要綱の規定を適用する場合には、同要綱中「裁判所法」とあるのは「裁判所法の一部を改正する法律（平成29年法律第23号）による改正前の裁判所法」と、「司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則」とあるのは「司法修習生に関する規則及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年最高裁判所規則第4号）第2条の規定による改正前の司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則」と、「修習資金貸与要綱」とあるのは「平成29年8月16日付け最高裁経主第1000号最高裁判所事務総長決定「修習資金貸与要綱の一部改正について」附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同決定による改正前の修習資金貸与要綱」とする。

附 則

- 1 この改正は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 改正後の修習専念資金貸与要綱第21条第3項の規定は、令和元年7月9日以

後に司法修習生に関する規則の一部を改正する規則（令和元年最高裁判所規則第1号。以下「改正規則」という。）による改正後の司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則第15号）第17条第1項各号に掲げる事由による罷免をされた場合について適用し、同日前に改正規則による改正前の司法修習生に関する規則第17条第1項各号に掲げる事由による罷免をされた場合については、なお従前の例による。

附 則（抄）

- 1 この改正は、令和3年3月10日から施行する。

附 則（抄）

- 1 この改正は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。